

建設委員会報告資料


令和4年1月21日

報告事項件名	頁
(1) 荒川下流特定構造物改築事業（京成本線荒川橋梁架替）について	2
(2) 足立区公共施設等整備基準の改正に向けた検討状況について	4
(3) 足立区防災まちづくり基本計画改定に関するパブリックコメント の実施結果について	7
(4) 足立区バリアフリー地区別計画（花畑周辺地区編）素案に関する パブリックコメントの実施結果について	14
(5) 第11次足立区交通安全計画の策定について	21
(6) 【追加】花畑川環境整備その1工事の泥土堆積対策について	22
(7) 五反野駅前通りの無電柱化事業について	25
(8) 西新井大師周辺地区まちづくり協議会（第53回）の 開催結果について	26
(9) 花畑二丁目生コン工場への対応状況について	27
(10) 【追加】大阪市北区で発生したビル火災を受けての 区の対応について	34
(11) 足立区営住宅等維持管理業務委託の事業者選定結果について	36

(都市建設部)

建設委員会報告資料

令和4年1月21日

件名	荒川下流特定構造物改築事業（京成本線荒川橋梁架替）について
所管部課名	都市建設部企画調整課 建設事業調整担当課
内容	<p>国土交通省で開催された「荒川水系河川整備計画フォローアップ委員会」において、荒川下流特定構造物改築事業（京成本線荒川橋梁架替）の事業計画の見直しが、以下のとおり承認されたので報告する。</p> <p>1 荒川水系河川整備計画フォローアップ委員会について</p> <p>(1) 開催日時 令和3年12月1日 午後3時～午後4時</p> <p>(2) 委員構成 委員長 田中 規夫（埼玉大学大学院教授）他8名</p> <p>※ 国土交通省の参考資料リンク先 </p> <p>2 事業計画の見直しについて</p> <p>(1) 事業費の変更（別紙参照 P3） 当初事業費364億円→変更事業費730億円（366億円増）</p> <p>(2) 主な変更内容 地元要望により用地取得範囲が縮小され、鉄道軌道が当初の盛土方式から技術難度が高い高架方式に変更されたため事業費が増大した。</p> <p>ア 鉄道軌道ルートの変更に伴い仮線が必要となり170億円増</p> <p>イ 変更ルート上にある変電所の移設に伴い28億円増</p> <p>ウ 変更ルートに交差する道路橋等の橋桁延長に伴い65億円増</p> <p>エ 軟弱地盤への対応により橋脚基礎杭を長くしたため38億円増</p> <p>オ 地元の意向により、取得用地を縮小させたことにより13億円減</p> <p>(3) 事業期間の延伸 実質工期16年間に変更はないが、この度の計画見直しに伴い、事業完了予定年度が、令和6年度から令和19年度に延伸された。</p> <p>ア 現行の事業期間 令和4年度から令和6年度</p> <p>イ 計画見直し後の事業期間 令和4年度から令和19年度</p>
問題点 今後の方針	<p>1 令和4年度の工事着手に向けて、国が事業地内の用地取得を進めていく。</p> <p>2 国や京成電鉄株式会社に対して計画通りの事業完了を要望していく。</p>

京成本線荒川橋梁架替事業

- 京成本線荒川橋梁周辺部の堤防の切り欠き部における対策としてパラペットを設置
- 令和4年度から京成本線荒川橋梁の架替工事に着手し、令和19年度に事業は完了する予定です。
- 京成本線荒川橋梁架替事業の総事業費は約730億円です。

○パラペット設置前

・令和元年東日本台風を踏まえ令和2年度に足立区と葛飾区は荒川橋梁周辺部の堤防の切り欠き部に暫定的な取り組みとして土のうを設置



土のうの設置が完了した堤防の切り欠き部【荒川左岸(葛飾区)】



土のう設置作業【荒川右岸(足立区)】 土のう設置作業【荒川左岸(葛飾区)】

○水防活動に関する確認書を4者※1で締結(令和2年9月30日)

綾瀬水門(表)の水位がA. P. +4. 80m※2 に達し、京成電鉄による運転休止・線路閉鎖の後、足立区と葛飾区は軌道内の水防活動を開始します。

※1 足立区、葛飾区、京成電鉄株式会社、荒川下流河川事務所

※2 京成本線荒川橋梁の橋台の天端から1m下の換算水位



足立区の水防訓練(令和3年5月28日) 葛飾区の水防訓練(令和3年5月29日)

○パラペットの施工状況

撮影日: 令和3年10月25日



足立区側のパラペット(10m鉄道際から撮影)

足立区側のパラペット(10m上流から撮影)



葛飾区側のパラペット(10m鉄道際から撮影)

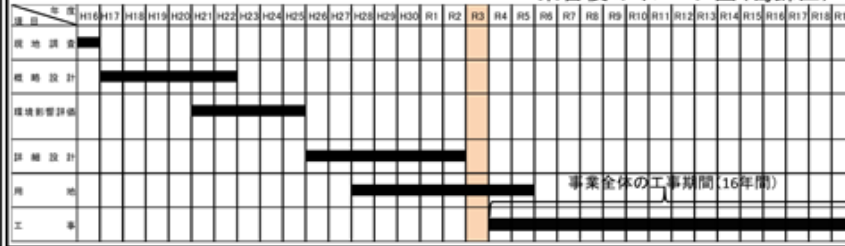
葛飾区側のパラペット(30m45°から撮影)

○事業全体のスケジュール

- ・平成16年度から現地調査に着手
- ・令和2年度に詳細設計は完了
- ・事業全体の工事期間は16年間



架替後のイメージ図(葛飾区)



建設委員会報告資料

令和4年1月21日

件名	足立区公共施設等整備基準の改正に向けた検討状況について						
所管部課名	都市建設部都市計画課 建築室開発指導課						
内 容	<p>足立区公共施設等整備基準の改正に向けた検討状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 主な改正理由・概要</p> <p>(1) 国の建築設計標準の改正に伴い、高齢者、障がい者等が利用する個別機能を備えた便房等の適正利用を推進するため、「だれでもトイレ」から「高齢者障がい者等用便房（バリアフリースイ）」に名称を変更する。</p> <p>(2) 宅配便の再配達削減による働き方改革やCO₂の削減を推進するため、公共住宅の整備にあたり、宅配ボックスの設置を規定する。</p> <p>2 改正（案）</p> <p>別紙P 5～6 のとおり</p> <p>3 今後の予定</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年 2月～</td> <td>関係機関への周知</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>改正・施行</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 その他</p> <p>前回の建設委員会で報告したとおり、民間集合住宅の整備に対する環境に配慮した宅配ボックス等の施設設置の推進については、「集合住宅の建築及び管理に関する条例」の一部改正を検討中である。</p>	年 月	内 容	令和4年 2月～	関係機関への周知	4月	改正・施行
年 月	内 容						
令和4年 2月～	関係機関への周知						
4月	改正・施行						
問題点 今後の方針	区民が安全かつ快適に住み続けられる市街地の形成を目指して、公共施設等の整備を行う関係機関への指導・助言等を適切に行う。						

改正前	改正後
<p>○足立区公共施設等整備基準</p> <p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>(事前協議適用範囲)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>2 公共施設等の改修及び改良とは、次の各号の整備をいう。</p> <p>(1) 建築物の改修で、次のアからウまでのいずれかに該当するもの ア <u>外部改修</u>で、植栽、垣 <u>又は</u> 柵の改修等に伴う <u>外構工事</u> イ、ウ (省略)</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>第5条～第10条 (省略)</p> <p>(ユニバーサルデザインの整備方針及び基準)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>2 ユニバーサルデザインの整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) トイレを設置する場合は、<u>だれでもトイレ</u>の設置に努めること。</p> <p>(2) サイン整備に当たっては、カラーユニバーサルデザインガイドライン(平成21年3月足立区策定)に基づいた色彩とすること。また、足立区歩行者系案内サインマニュアル(平成22年3月足立区 <u>都市整備部</u> 都市計画課策定)により整備に努めること。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>○足立区公共施設等整備基準</p> <p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p> <p>(事前協議適用範囲)</p> <p>第4条 (現行のとおり)</p> <p>2 公共施設等の改修及び改良とは、次の各号の整備をいう。</p> <p>(1) 建築物等の改修で、次のアからウまでのいずれかに該当するもの ア <u>外構工事</u>で、植栽、垣 <u>若しくは</u> 柵の改修 <u>又は校庭改修等</u>に伴う <u>もの</u> イ、ウ (現行のとおり)</p> <p>(2)～(4) (現行のとおり)</p> <p>第5条～第10条 (現行のとおり)</p> <p>(ユニバーサルデザインの整備方針及び基準)</p> <p>第11条 (現行のとおり)</p> <p>2 ユニバーサルデザインの整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1) トイレを設置する場合は、<u>高齢者障がい者等用便房(バリアフリートイレ)</u>の設置に努めること。</p> <p>(2) サイン整備に当たっては、カラーユニバーサルデザインガイドライン(平成21年3月足立区策定)に基づいた色彩とすること。また、足立区歩行者系案内サインマニュアル(令和2年3月足立区 <u>都市建設部</u> 都市計画課策定)により整備に努めること。</p> <p>(3) (現行のとおり)</p>

改正前	改正後
<p>第12条～第16条 (省略)</p> <p>(ユニバーサルデザインの整備基準)</p> <p>第17条 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) トイレを設置する場合は、<u>だれでもトイレ</u>の設置に努めること。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>第18条～第24条 (省略)</p> <p>(環境(地球温暖化対策)の整備基準)</p> <p>第25条 (省略)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第26条～第44条 (省略)</p>	<p>第12条～第16条 (現行のとおり)</p> <p>(ユニバーサルデザインの整備基準)</p> <p>第17条 (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) トイレを設置する場合は、<u>高齢者障がい者等用便房(バリアフリートイレ)</u>の設置に努めること。</p> <p>(3)～(5) (現行のとおり)</p> <p>第18条～第24条 (現行のとおり)</p> <p>(環境(地球温暖化対策)の整備基準)</p> <p>第25条 (現行のとおり)</p> <p>(1)～(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) <u>宅配ボックスの設置に努めること。</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>第26条～第44条 (現行のとおり)</p> <p><u>付則(足都都発第 号 令和 年 月 日 区長決定)</u></p> <p><u>この基準は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>

建設委員会報告資料

令和4年1月21日

件名	足立区防災まちづくり基本計画改定に関するパブリックコメントの実施結果について						
所管部課名	都市建設部都市計画課						
内 容	<p>足立区防災まちづくり基本計画（以下「本計画」という。）の改定に関するパブリックコメントの実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 実施期間 令和3年11月1日（月）～令和3年12月1日（水）</p> <p>2 提出者数及び提出方法 (1) 提出者数 2名（5件） (2) 提出方法 区ホームページの意見受付フォーム 2名（5件） Eメール 0名 FAX 0名 郵送 0名 窓口への持参 0名</p> <p>3 意見の概要と区の考え方 別紙参照 P8～13</p> <p>4 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年 月</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年 2月上旬</td> <td>パブリックコメントに対する区の考え方を公表(区ホームページへの掲載、担当課における閲覧及び配布)</td> </tr> <tr> <td>2月中旬</td> <td>本計画改定・公表</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和4年 2月上旬	パブリックコメントに対する区の考え方を公表(区ホームページへの掲載、担当課における閲覧及び配布)	2月中旬	本計画改定・公表
年 月	内 容						
令和4年 2月上旬	パブリックコメントに対する区の考え方を公表(区ホームページへの掲載、担当課における閲覧及び配布)						
2月中旬	本計画改定・公表						
問 題 点 今後の方針	パブリックコメントを踏まえ本計画を改定し、関係所管と連携して防災まちづくりをさらに推進していく。						

「足立区防災まちづくり基本計画改定案」に関する
パブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について

1 パブリックコメントの状況

(1) 実施期間

令和3年11月1日(月)～令和3年12月1日(水)

(2) 意見提出者数等

ア 意見提出者数・意見件数 2名(5件)

イ 提出方法

(ア) 区ホームページの意見受付フォーム 2名(5件)

(イ) Eメール 0名

(ウ) FAX 0名

(エ) 郵送 0名

(オ) 窓口への持参 0名

2 意見の順番構成について

	意見番号
(1) 第1章 震災対策についての意見 1件	
ア 消防水利に関する事	・・・ 1
(2) 第2章 水害対策についての意見 2件	
ア 分散避難に関する事	・・・ 2
イ 避難所運営の体制強化に関する事	・・・ 3
(3) 第3章 職員の復興体制の整備についての意見 1件	
ア 復興体制の整備に関する事	・・・ 4
(4) その他、災害対策についての意見 1件	
ア 区の災害対策に関する事	・・・ 5

3 意見の概要及び区の考え方

(1) 第1章 震災対策についての意見 1件

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
ア 消防水利に関すること		
1	6p 概要版、1 震災対策、4(4)消防水利の整備。施策指針の「災害時協力井戸の水質検査実施」は、消防水利とは言えないのではと疑問です。「深井戸の設置促進」なら分かりますが、災害時井戸は飲料水確保のためのもので、消防水利とは言えないのではないのでしょうか。	<p>災害時協力井戸の登録は、飲料水の確保ではなく災害時の生活用水の確保を目的としております。</p> <p>ご指摘を踏まえ、施策指標の表題を「消防水利等の整備」に修正させていただきます。</p>

(2) 第2章 水害対策についての意見 2件

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
ア 分散避難に関すること		
2	<p>今回の改正の防災・減災については改定の方向性は理解するところですが、過去の台風19号の対応を踏まえとされる部分について、幾つかの疑問があり質問させていただきます。</p> <p>61p 2章水害対策-2節地区レベルの対策-2(1)分散避難の周知徹底は、それ自体は国や都の姿勢と一致していますが、区単位で考えると <u>想定避難者30万人に対して多く見積もっても収容可能6万人とされ、それ以外の24万人の「分散避難」の実行性をどのように具現化されるのかが不明です。</u>例えば、3節3(1)の浸水水位表示の高さによるその表示地域の範囲や洪水ハザードマップの第2位順位0.5m~3mの高さの地域範囲からするとほとんどの一般住宅は「在宅避難」の選択肢がなくなるのではと思われます。また「縁故避難」とされる対象も台風の進路による被害想定からすると多くの場合は関東平野全体が被害地域となり縁故避難の選択も難しいものがあります。このようなことから、<u>区の保有する建物高さ資料等から実体として、実態として「避難者数の予測数」をどのように捉えた</u></p>	<p>はじめに、具体的な避難者数の予測についてお答えします。浸水深等に地域差があることや、区民の避難方法に関する実態把握などの課題があることから、今後、アンケート調査等により、詳細な避難者数の予測に努めてまいります。</p> <p>次に、コロナ禍における避難所運営については、都の「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を活用し、受付時の検温や手指消毒の徹底、発熱者用の居室を設けるなど、新型コロナウイルス感染症に留意した対応を引き続き実施してまいります。</p> <p>最後に、分散避難の実効性についてお答えします。荒川が氾濫する等大規模水害時には、区内ほぼ全域での浸水が予想され、洪水ハザードマップに記載されている浸水深が3m以上の地域については、マンション等の集合住宅にお住まいの方を除くと、「在宅避難」以外の避難方法を考える必要があると思われます。浸水しない高台に居住する親せきや知人宅等、「縁故等避難」</p>

No.	寄せられた意見の概要	区の方針
ア 分散避難に関すること		
2	<p>うえで、避難所の対策を進める意向なのか、が疑問です。単に声掛けだけの「分散避難」では災害時に予測を超える多数の避難者により混乱するのではと思います。区保有資料から具体的に避難者予測を推定し、コロナ対応を踏まえた都の指針を取り込むなどの考え方を示してください。</p>	<p>として幅広く避難場所をご検討いただき、早期に避難していただくことを区として推奨しております。</p> <p>なお、在宅避難や縁故等避難が困難な方が、区立小中学校等の水害時避難施設へ避難していただくこととなります。今後、イベント等でのリーフレット配付や避難所運営会議などで分散避難の周知を行うとともに、水害時避難施設の確保に努めていきます。</p>
イ 避難所運営の体制強化に関すること		
3	<p>63p 2章2節2(2) 避難所運営の体制強化。足立区は、台風19号に際して15時に区内全域の避難勧告が指示され3.3万人が避難されました。江戸川区は朝に荒川沿いの一部地域に避難勧告を指示し3.5万人が避難されています。その際、江戸川区は避難勧告発令前の時点で「避難所開設支援職員」に対して避難所配置を指示しており、参集率85%の職員が各避難所開設に従事し、3.5万人の避難者に対して職員5,763名が開設等に従事、平均して職員一人当たり20名の避難者の対応をしています。それに比較して、足立区は本木小学校など1000人以上の避難者が来ていた所もあり、その対応は惨めなものとなっていました。それらの結果を踏まえたはずの「避難所運営の体制強化」は、「地域と区職員の意思疎通が不十分、対応ルールがなかった」と言った文言で終わっていますが、もう少し明確な実態経緯を明記してそれらをどのように検証したかを記述することが必要と思えます。</p> <p>そして、その中で「避難所運営手順書」が示され、そのことによりルールが整備されたかのように感じている。しかし「避難所運営組織」が示す全体組織の主体は「避難所運営会議」になっています。避難所の運</p>	<p>はじめに、令和元年台風第19号時の実態経緯についてお答えします。当時の避難所運営から見た主な課題や区の方針を、以下のとおり精査しました。</p> <p>【主な課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区職員の人員不足・知識不足 ・ 地域住民・学校関係者と区職員の意思疎通が不十分 ・ 避難者受け入れ居室の設定や食料・毛布等備蓄物品の配布方法など避難所の共通ルールがない など <p>上記を受けて、水害時にスムーズに避難所開設・運営を行うため、区の方針を次のとおり決めました。</p> <p>【区の方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 避難所立ち上げから運営、閉鎖までの手順や統一ルール、対応方針を記載した「水害時避難所運営手順書」の策定 ② 水害時の避難所運営は、区職員のほか避難所運営会議および学校関係者の3者で行う体制の確立 <p>なお実態経緯や課題を踏まえた検証結果等については「水害時避難所運営手順書」</p>

No.	寄せられた意見の概要	区の方針
イ	避難所運営の体制強化に関すること	
3	<p>営が円滑になされるように事前に地域の町会等役員が支援する意味で避難所運営会議が設けられているのであり、避難所そのものは「避難者が組織する本部」を避難者自らがその任に当たり、行政職員と円滑な関係性の中で運営されるものとなっている。これは、<u>2016年内閣府「避難所運営ガイドライン」、2018年都「避難所管理運営の指針」</u>など、従来から繰り返し明示されており、<u>国内の全ての市区町村の避難所運営マニュアルがそのような仕組みとなっており、にも関わらず、これら指針を踏まえておらず地域防災計画の考え方に相違しています。とりわけ、地域の町会等役員(高齢者が多い)を【避難所運営従事者】として様々な役務を区職員以上に割り振り、さらに避難所開設の5時間前に集合することをあたかも当然のルールとして今回の基本計画に繰り込むのは、災害対策基本法の法理に反していると言えます。このことは、「避難所運営開設手順書」が外部委託により作成され、災害対策基本法に基づく従来からの国や都の示す地域防災計画の指針等をほとんど参照することなく、しかも区内各地域で検討された形跡もなく、一方的な説明会で終始したことが根底にあり法理に反したものになったと思われる。これらの経緯を顧みることなく、防災まちづくり基本計画の中で既成事実化され、各町会自治会役員に「避難所開設と運営」の役務を強いる内容が定着すると国と都の指針と外れるばかりか「防災まちづくり基本計画」全体の理念から見直しを必要とするものとなるのではと懸念されます。</u></p>	<p>に記載しているため、本計画には記載いたしません。</p> <p>次に、内閣府のガイドラインや東京都の指針には「避難者が避難所を運営する」という記載はありますが、一方で「地域住民である町会・自治会の協力を得る」旨の記載もあるため、同ガイドラインや指針をもとに策定している足立区地域防災計画（令和3年9月修正版）も含めて、区の方針が国や都の考え方と相違しているとは考えておりません。</p> <p>次に、避難所運営会議の方々の避難所参集時間について、警戒レベル3「高齢者等避難」が発令される4～5時間前を目安としているのは、無理なく避難所の開設準備ができるようにするための配慮であり、区としては災害対策基本法の法理に反しているとは考えていません。</p> <p>最後に、令和元年台風19号を契機に改めた区の避難所運営の体制については「足立区や区民等が協力して災害に対して強靱なまちを築くこと」を基本理念としている足立区防災まちづくり基本計画に反しているという認識はないため、本計画を見直す考えはありません。</p>

(3) 第3章 職員の復興体制の整備についての意見 1件

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
ア 復興体制の整備に関すること		
4	70p 3章 職員の復興体制の整備。熊本地震等ではり災証明の簡略化などが取り上げられたことから、り災証明と見舞金の早期配布などを考えると、 <u>地元町会等との一体化した復興が都市での災害復興の早期対応になるのでは思えます。この場合、3章は「都民と一体となった復興体制の整備」として、区・区職員の役割りと合わせて地域の町会等の支援をお願いする姿勢も必要とされるのでは思います。</u>	ご意見を踏まえて、施策の表題を「区民等と一体となった復興体制の整備」、計画目標3を「被災時における復興体制の整備」、第3章第1節2の表題を「復興まちづくり訓練等の実施」に変更いたします。

(4) その他、災害対策についての意見 1件

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
ア 区の災害対策に関すること		
5	<u>荒川が決壊したら、大地震が起きたら区民はどうすればいいのか。貴方達が区民に提供できる対応をわかりやすく今から提示しておくべきです。数年前突然駅周辺にできた幾つかの電光掲示板はなんの役に立ちますか。あれ誰も見ていませんが。税金ですよ。活用してください。駅前大きな画面も定期的に災害時の対応など発するべきでは。商店街に突然現れた夏に水が噴射される仕様ですが、コロナでは消毒液など噴射することもできたのではないですか。Twitterなど他区では活用してコロナに罹った場合の連絡先や区が提供してくれる対応がわかりやすく提示されていましたが、足立区は何も届いてきませんでした。区長からも。固定資産税など高い税金を取っているのだからそれを還元してくれませんか？災害を指を咥えて待っているだけなのはあまりに無能です。よろしく願いいたします。</u>	はじめに、災害時における対応については、定期的な「あだち広報」への掲載や商業施設でのイベントなどを活用して、区民の皆様にも周知を行っております。 また、「あだち防災マップ&ガイド」や「洪水ハザードマップ」なども活用し周知啓発をしているところです。 次に、デジタルサイネージについてですが、区内9か所に設置し、震災時の帰宅困難者対策として交通情報や避難所情報などをお知らせいたします。10月7日の地震の際にも鉄道の運休状況や一時滞在施設の開設についての情報提供に活用いたしました。 平常時は区のイベント情報などを放送しております。今後、多くの方々に知っていただくために認知度の向上策について検討を行ってまいります。 また、民間で管理している駅前の大型シティビジョンの活用についても検討し、所有者に協力を呼びかけてまいります。

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
ア	区の災害対策に関すること	
5		<p>次に、暑さ対策として商店街が設置した装置で消毒液を噴射することにつきましては、アレルギーをお持ちの方や目に入る恐れもあるため、適さないと考えます。</p> <p>最後に、新型コロナウイルスに関する区からの情報発信につきましては、日々の新規感染者状況やワクチン接種情報などを中心に、区ホームページ、A-メール、公式LINE、Twitter、Facebook を使って随時発信しております。ご指摘にある罹患した場合の連絡先についてもホームページに掲載しておりますが、Twitter などの本文中に直接記載した情報発信は行っておりませんでしたので、今後、必要に応じて配信してまいります。区長からの情報発信につきましては、A-メールの区長ブログのほか、緊急事態宣言の発出時などは動画メッセージの配信も行っており、今後も続けてまいります。</p>

建設委員会報告資料

令和4年1月21日

件名	足立区バリアフリー地区別計画（花畑周辺地区編）素案に関するパブリックコメントの実施結果について								
所管部課名	都市建設部都市計画課 ユニバーサルデザイン担当課								
内容	<p>足立区バリアフリー地区別計画(花畑周辺地区編)素案に関するパブリックコメントの実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 実施期間 令和3年10月26日（火）～令和3年11月26日（金）</p> <p>2 提出者数及び提出方法 (1) 提出者数 4名（10件） (2) 提出方法 区ホームページの意見受付フォーム 3名（9件） Eメール 0名 FAX 0名 郵送 1名（1件） 窓口への持参 0名</p> <p>3 意見の概要と区の考え方（別紙参照 P15～20）</p> <p>4 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年 月</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年 2月中旬</td> <td>第14回足立区バリアフリー協議会を開催（パブリックコメントに対する区の考え方を報告）</td> </tr> <tr> <td>2月下旬</td> <td>パブリックコメントに対する区の考え方を公表(区ホームページへの掲載、担当課における閲覧及び配布)</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>建設委員会に地区別計画案を報告 バリアフリー地区別計画（花畑周辺地区編）を策定</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和4年 2月中旬	第14回足立区バリアフリー協議会を開催（パブリックコメントに対する区の考え方を報告）	2月下旬	パブリックコメントに対する区の考え方を公表(区ホームページへの掲載、担当課における閲覧及び配布)	3月	建設委員会に地区別計画案を報告 バリアフリー地区別計画（花畑周辺地区編）を策定
年 月	内 容								
令和4年 2月中旬	第14回足立区バリアフリー協議会を開催（パブリックコメントに対する区の考え方を報告）								
2月下旬	パブリックコメントに対する区の考え方を公表(区ホームページへの掲載、担当課における閲覧及び配布)								
3月	建設委員会に地区別計画案を報告 バリアフリー地区別計画（花畑周辺地区編）を策定								
問題点 今後の方針	<p>今後も、面的なバリアフリー化の必要な地域において、足立区バリアフリー地区別計画を策定するとともに、策定済地区のバリアフリー化を着実に推進していくため、バリアフリー協議会において進捗管理を行う。</p>								

「足立区バリアフリー地区別計画（花畑周辺地区編）（素案）」に関する
パブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について

1 パブリックコメントの状況

(1) 実施期間

令和3年10月26日（火）～令和3年11月26日（金）

(2) 意見提出者数等

ア 意見提出者数・意見件数 4名（10件）

イ 提出方法

(ア) 区ホームページの意見受付フォーム 3名（9件）

(イ) Eメール 0名

(ウ) FAX 0名

(エ) 郵送 1名（1件）

(オ) 窓口への持参 0名

2 意見の順番構成について

(1) バリアフリー地区別計画の対象地区についての意見 3件

意見番号

ア 花畑地区でのバリアフリー化に関すること . . . 1・2

イ 地区別計画の選定根拠に関すること . . . 3

(2) バリアフリー地区別計画の対象施設についての意見 2件

ア 花畑周辺地区の移動円滑化（交通手段）に関すること . . . 4

イ 交通安全特定事業（音響機能付信号等）に関すること . . . 5

(3) バリアフリー地区別計画の内容についての意見 5件

ア 災害時要配慮者対策に関すること . . . 6

イ 記載内容に関すること . . . 7・8・9・10

3 意見の概要及び区の考え方

(1) バリアフリー地区別計画の対象地区についての意見 3件

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
ア 花畑地区のバリアフリー化に関すること		
1	<u>花畑地区在住の方は、バリアフリー化の変化について、どう感じていらっしゃるのでしょうか。</u>	<p>足立区政に関する世論調査に「地域の人々が、日常生活で高齢者や障がいのある方などに配慮している」という項目があります。</p> <p>花畑地区は他の地区に比べ、「そう思う」の割合が高くなっており、バリアフリーについて、状況が改善されていることが推察されます。</p>
2	<u>文教大学の学生さんや職員さんは、花畑という場所に関して、どのような意識を持っていらっしゃるのでしょうか。</u>	<p>文教大学は、開設前から地域との連携を意識したキャンパスづくりをされております。現在は、地域の特性を研究する授業やゼミなどを通して、花畑の皆さんとの交流も生まれています。</p> <p>(シティプロモーション課 回答)</p>
イ 地区別計画の選定根拠に関すること		
3	<p><u>花畑をモデル地区として選定したことは、やはり文教大学のキャンパスができたことが影響していると思うのですが、実際にバリアフリーに関して、文教大学は何か影響を与えているのでしょうか。</u></p> <p><u>花畑地区は、非常に大雑把に言ってしまうと、文教大学とベルクス以外に特徴のない地域だと思っておりますので、これらを何らかの形でバリアフリー化の流れに取り入れていかないと、バリアフリー化の実現・実感は難しい気がします。</u></p> <p>交通手段として、バスと自家用車しか使えないエリアは、どうしても活性化が難しいですし、住民は家にこもりがちになってしまいます。</p> <p>家にこもったままの状態では、バリアフリー化したメリットも感じづらいかもしれません。</p>	<p>文教大学あだちキャンパスは、地域の方々に開放され、車椅子での通行に配慮した通路やバリアフリートイレの設置など、すべての方に利用しやすい施設となっております。</p> <p>今後も地区内の各事業者、各施設管理者に協力を求め、花畑周辺地区のバリアフリー化の推進を図ってまいります。</p>

(2) バリアフリー地区別計画の対象施設についての意見 2件

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
ア 花畑周辺地区の移動円滑化（交通手段）に関すること		
4	<p>第3章「花畑周辺地区におけるバリアフリーの取り組みについて」、花畑周辺地区の面的なバリアフリー化を進めます。という事ですが、谷塚駅・竹ノ塚駅・六町駅の3駅まで徒歩では距離があり、通勤・通学や余暇を都心ですぐす場合を考えた時、<u>バス以外の移動手段として、自転車はクリーンで有効だと思います。</u></p> <p><u>そこで、貸自転車用基地を文教大学東京あだちキャンパス内や団地内、駅前等に設置してはいかがでしょうか。</u></p> <p>第3章の(6)に自転車利用に関するルールを・・・というのがあるので、返却地を柔軟に設定することで逆に放置車両が増えるかもしれませんが。</p>	<p>区では、令和2年2月から区内全域において、貸自転車（シェアサイクル）の実証実験を行っております。</p> <p>花畑周辺地区については、貸自転車用駐輪場スペース（以下、「サイクルポート」という。）を、文教大学東京あだちキャンパスの敷地内に115台分、花畑仲組無料自転車駐輪場に11台分設置しており、月平均でそれぞれ延べ763回、90回の利用があります。</p> <p>駅前については、竹ノ塚駅周辺の区営駐輪場と区立公園に合計32台分設置、六町駅ではロータリーに17台分設置しており、月平均でそれぞれ延べ747回、1,124回の利用があります。</p> <p>今後も駅周辺を中心にサイクルポート設置場所を増やし、利用者、利用回数の増進を図ります。</p> <p>（交通対策課 回答）</p>

(2) バリアフリー地区別計画の対象施設についての意見 2件

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
イ 交通安全特定事業（音響機能付信号等）に関すること		
5	<p>P35の「ウ 交通安全特定事業」のところですが、<u>視力障害者には横断歩道を安全に渡るのに、点字ブロックと音響式信号機とエスコートゾーンの3点セットが必須です。そのことがすぐ読み取れるような表現にはならないでしょうか。</u></p>	<p>現状では、必ずしも3点セットで全ての交差点に設置されるのではなく、交通量や利用状況等に応じて、誘導用ブロックとの組み合わせの2点で運用されている交差点も多くあります。</p> <p>しかし、3点が複合されることにより、より安全に通行することができることから、エスコートゾーン及び音響機能付信号機に関するP35の「ウ 交通安全特定事業」を以下のように修正いたします。</p> <p><u>(バリアフリー化の現状と課題)</u> <u>エスコートゾーン及び信号機</u> 交差点等で、エスコートゾーンや音響機能付信号などが設置されていない箇所がある。</p> <p><u>(バリアフリー化に向けた取り組み)</u> <u>視覚障がい者誘導用ブロック等の設置状況や周辺の交通状況を勘案し、必要に応じてエスコートゾーンの整備や音響機能付信号機を設置します。</u></p> <p>なお、視覚障がい者誘導用ブロックの設置については、足立区などの道路管理者が行うP27の「イ 道路特定事業」に設置に向けた検討する路線を示しております。</p>

(3) バリアフリー地区別計画の内容についての意見 5件

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
ア 災害時要配慮者対策に関すること		
6	<p>足立区は海拔が1メートル少々と低いにも関わらず、災害時の対応について、災害時の要配慮者に対する対応についての検討がなされていない。</p> <p><u>災害時要援護者対策となるかもしれないが、多くの災害発生時の対策には要配慮者に対する対応が漏れていることがあるため、できればこの素案の中に、その視点を取り入れられたら、なおよいと思う。</u></p>	<p>区では、現在、避難行動要支援者一人ひとりの実情に沿った「個別避難計画書」の作成に取り組んでいます。なお、本取組については、足立区地域防災計画に盛り込んでおります。</p> <p>また、当区では、公共施設等整備基準において、そうした配慮が必要な方々に対するバリアフリーの取組みを施設の新設、大規模改修の際、検討しております。</p> <p>引き続き、上記の計画と合わせ、災害時要配慮者に寄り添った対応ができるよう検討いたします。</p> <p>(災害対策課 回答、UD 担当課 回答)</p>
イ 記載内容に関すること		
7	<p>最初に訂正をお願いします。<u>素案 P78 (以下、素案は省略) の名簿の役職名ですが、足立区障害者団体連合会事務局長の事務局長ではなく役員としてください。今年度は事務局長から新しい人に代わっています。その人の役職は役員です。</u></p>	<p>名簿をご指摘いただきました通り修正いたします。</p>
8	<p><u>P23 の重点整備地区の範囲の境界線ですが、いくつかの病院と地域包括支援センターと花畑中学校が整備地区に入っているのので、その外周に沿って境界線を引くのが正確ではないでしょうか。</u></p>	<p>重点整備地区の範囲について、足立北病院、地域包括支援センター保木間、東京足立病院、花畑中学校を含むように修正いたします。</p>

(3) バリアフリー地区別計画の内容についての意見 5件

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
イ 記載内容に関すること		
9	<p><u>P26のバス停のところには、点字ブロックの敷設を掲載してください。</u></p>	<p>(バリアフリー化の現状と課題) 法令等により設置不可能な場所を含め、多くのバス停で上屋やベンチ、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。 (バリアフリー化に向けた取り組み) 設置するための空間が確保できるバス停には、上屋やベンチ、視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。 以上のように修正いたします。</p>
10	<p><u>P39の「オ 建築物特定事業」の中に商業施設がひとつも入っていないのは問題だと思います。</u></p>	<p>商業施設においても、建築物特定事業の設定に向けた調整を、今後も続けていきます。また、設定に至らなかった場合でも、各施設管理者対して、地区全体の面的なバリアフリー化の実現に向け、協力を呼びかけていきます。</p>

建設委員会報告資料

令和4年1月21日

件名	第11次足立区交通安全計画の策定について
所管部課名	都市建設部交通対策課
内容	<p>第11次足立区交通安全計画（令和3年度～令和7年度）（以下「計画」という。）を策定したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 計画概要（別添資料参照）</p> <p>交通事故死者数及び自転車利用者のルールとマナーに関する世論調査項目を計画目標とし、主な施策ごとに設定した指標により進捗状況を確認できる計画とした。</p> <p>※ 本計画は、案として令和3年10月13日建設委員会にて報告している。なお、パブリックコメントは令和3年10月8日から11月8日まで実施し、3件の意見があったが、計画の修正はなし。</p> <p>(1) 交通安全計画の目標</p> <p>ア 基本目標 令和7年までに区内の年間道路交通事故死者数を5人以下とする。</p> <p>イ 補完的目標 令和7年に『自転車利用者の交通ルール、走行マナーが良いと感じる区民の割合』を計画期間5年間の平均で32%以上にする。</p> <p>(2) 目標達成のための5つの施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通環境の整備 ・ 交通安全意識の普及及び徹底 ・ 交通秩序の維持 ・ 安全運転と車両の安全確保 ・ 救助・救急体制の整備 <p>2 今後の進め方</p> <p>原則として年1回、足立区交通安全協議会幹事会において、主な施策、取組に設定した指標（目標）の進捗をチェックしていく。</p> <p>3 その他</p> <p>本計画を区ホームページに掲載するとともに、関係機関へ配付する。</p>
問題点 今後の方針	<p>第11次足立区交通安全計画を着実に推進していくため、「足立区交通安全協議会幹事会」にて進捗管理を行っていく。</p>

建設委員会報告資料

令和4年1月21日

件名	【追加】花畑川環境整備その1工事の泥土堆積対策について																
所管部課名	道路整備室工事課																
内 容	<p>花畑川環境整備その1工事(雪見橋～富士見歩道橋区間)の河川内全域の泥土堆積対策の検討状況について報告する。</p> <p>1 河川内仮締切箇所の泥土堆積に伴う主な工事契約変更内容 (別紙1参照 P23)</p> <p>河川内仮締切箇所2か所において、泥土が0.55m～1.25m堆積していたため、仮締切の材料変更等を行い増額変更した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">契 約</th> <th style="text-align: center;">変更増減額</th> <th style="text-align: center;">契約金額</th> <th style="text-align: center;">変更理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">当初契約</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">501,050.0 千円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第一回変更契約</td> <td style="text-align: center;">4,532.0 千円</td> <td style="text-align: center;">505,582.0 千円</td> <td style="text-align: center;">新労務単価に係る特例措置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第二回変更契約</td> <td style="text-align: center;">115,695.8 千円</td> <td style="text-align: center;">621,277.8 千円</td> <td style="text-align: center;">仮締切箇所の泥土堆積対策</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 材料の変更 土のうの締切では、泥土の上で安定せず転倒してしまうことから、重構造である砕石袋体に変更した。</p> <p>(2) 材料の数量変更 泥土の厚さ分砕石袋体を沈める必要があるため、砕石袋体の数を1,600体から2,700体(+1,100体)に変更した。</p> <p>2 河川内全域の泥土堆積に伴う対策案 護岸築堤工事は、河川を砕石袋体で締切り、河川内の水を抜いた後、河川内に工事車両を入れて施工するが、泥土の上を工事車両が走行できないため、以下のとおり対策案を比較検討した(別紙2参照 P24)。</p> <p>(1) 泥土の上に盛土し、鉄板を敷設後、護岸基礎部を地盤改良 (2) 泥土を浚渫し、鉄板を敷設後、護岸基礎部を地盤改良 (3) 泥土を地盤改良後、護岸基礎部を地盤改良</p> <p>なお、令和4年2月から河川内工事車両進入路の盛土工事に着手するため、河川内全域の泥土堆積状況や盛土工事の出来形の確認ができる。この状況を踏まえ、河川内全域の泥土堆積対策の最適案を導く。</p>	契 約	変更増減額	契約金額	変更理由	当初契約	—	501,050.0 千円	—	第一回変更契約	4,532.0 千円	505,582.0 千円	新労務単価に係る特例措置	第二回変更契約	115,695.8 千円	621,277.8 千円	仮締切箇所の泥土堆積対策
契 約	変更増減額	契約金額	変更理由														
当初契約	—	501,050.0 千円	—														
第一回変更契約	4,532.0 千円	505,582.0 千円	新労務単価に係る特例措置														
第二回変更契約	115,695.8 千円	621,277.8 千円	仮締切箇所の泥土堆積対策														
問 題 点 今後の方針	河川内全域の泥土堆積対策案を令和4年第1回定例会開会中の建設委員会で改めて報告する。																

花畑川環境整備その1工事 仮締切箇所の泥土堆積対策

【1 起点部 仮締切の変更】

- ・ 仮締切材料を砕石袋体に変更する。
- ・ 砕石袋体を泥土層（厚さ約0.55m）に押し込む。

【2 終点部 仮締切の変更】

- ・ 砕石袋体を泥土層（厚さ約1.25m）に押し込む。

雪見橋

神明2丁目

富士見歩道橋

辰沼2丁目

六木1丁目

綾瀬川
←中川
→

【3 進入路の変更】

- ・ 砕石袋体を泥土層（厚さ1.25m）に押し込む。
- ・ 進入路幅を拡幅する。
（地盤改良用プラントを安定処理した高台に置く）

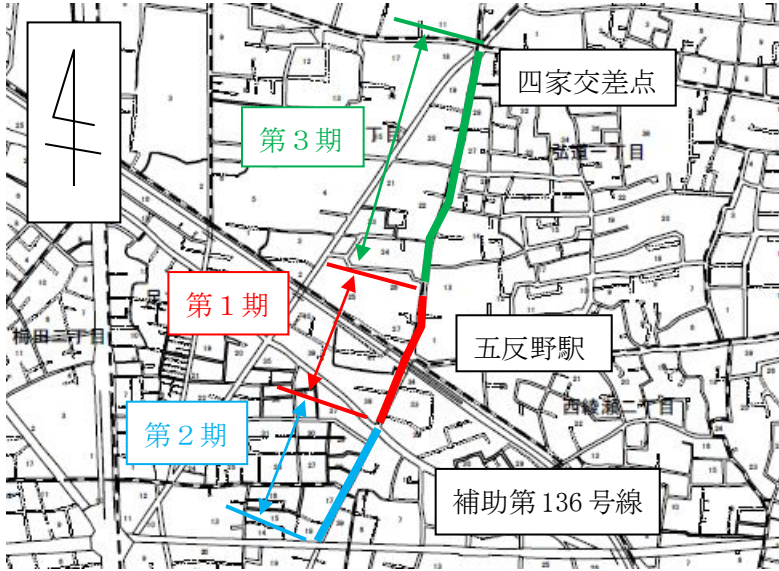
○花畑川環境整備その1工事 河川内全域の泥土堆積対策案

河川内の泥土堆積対策案を比較検討した。

対策案		A案 泥土の上に盛土し、鉄板を敷設	B案 泥土を浚渫し、鉄板を敷設	C案 泥土を地盤改良する			
施工断面図		<p>「断面図」</p>	<p>「断面図」</p>	<p>「断面図」</p>			
施工工程		<ol style="list-style-type: none"> 河川内全域に高さ1mの盛土を行う 盛土の上に鉄板を敷設する 河川内に工事車両進入 護岸基礎部を地盤改良 	<ol style="list-style-type: none"> 河川内全域の泥土を吸水車で吸い取る 泥土下の粘土層の上に鉄板を敷設する 河川内に工事車両進入 護岸基礎部を地盤改良 	<ol style="list-style-type: none"> 河川内全域の泥土とセメントをかき混ぜながら、地盤を固める 河川内に工事車両進入 護岸基礎部を地盤改良 			
評価	金額	+180,000千円	△	+290,000千円※ ※泥土への異物混入状況によっては金額が増える。	×	+120,000千円	○
	施工性	・軟弱地盤の上を走行する工事車両の支持層として、一般的な工法である。	○	・泥土の吸い込み・運搬の施工量が、20m ³ /日程度であるため、期間を要する。	×	・工事車両の進入口手前から地盤改良を行うため、施工箇所が固まるまで前に進めない。施工量が、5m/3日程度であるため期間を要する。	×
	工期	約2か月		1年以上		約10か月	
	その他	・工事完了後、余分な盛土を処分する必要がある（費用は上記金額に含まれる）。					

建設委員会報告資料

令和4年1月21日

件名	五反野駅前通りの無電柱化事業について										
所管部課名	道路整備室工事課										
内容	<p>「足立区無電柱化推進計画」におけるチャレンジ路線である五反野駅前通り無電柱化事業について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 事業区間 四家交差点から補助第136号線までの区間を3期に分けて進める。</p>  <p>2 第1期の工事スケジュール（予定） 令和2年度の試掘調査の結果、コンクリート構造物の埋設が判明した。それに伴い、詳細設計で占用位置の見直しが必要となったため、第1期の工事完了が1年遅くなり、令和9年度となる。</p> <table border="1" data-bbox="438 1585 1369 1843"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>地下埋設物の移設工事</td> </tr> <tr> <td>5年度</td> <td>管路敷設工事</td> </tr> <tr> <td>6～8年度</td> <td>民地への引込管工事及び管路への入線工事</td> </tr> <tr> <td>9年度</td> <td>電柱の抜柱及び道路本復旧工事</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	内 容	令和4年度	地下埋設物の移設工事	5年度	管路敷設工事	6～8年度	民地への引込管工事及び管路への入線工事	9年度	電柱の抜柱及び道路本復旧工事
年 度	内 容										
令和4年度	地下埋設物の移設工事										
5年度	管路敷設工事										
6～8年度	民地への引込管工事及び管路への入線工事										
9年度	電柱の抜柱及び道路本復旧工事										
問題点 今後の方針	<p>1 令和3年度中に第1期工事の地元説明会を実施する。</p> <p>2 第2期の工事スケジュールは、令和4年度に実施する詳細設計の中で検討していく。</p>										

建設委員会報告資料

令和4年1月21日

件名	西新井大師周辺地区まちづくり協議会（第53回）の開催結果について
所管部課名	施設営繕部中部地区建設課 都市建設部都市計画課 市街地整備室まちづくり課
内容	<p>西新井大師周辺地区まちづくり協議会（第53回）の開催結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催日時 令和4年1月13日（木） 午後6時～午後6時30分</p> <p>2 開催場所 西新井第一小学校 1階 会議室</p> <p>3 参加者 地元町会自治会等 11人</p> <p>4 内容 (1) 西新井大師周辺地区まちづくり協議会会員の変更について (2) (仮称)西新井区民事務所・西新井住区センター合築施設改修工事の工事説明会について（令和4年1月18日開催） (3) その他 ・ 特別景観形成地区「西新井大師地区」門前エリア特有のルールについて</p> <p>5 主な意見等 なし</p>
問題点 今後の方針	今後も事業の進捗状況に併せ協議会等を通じて情報を発信し、地域の意見をまちづくりに反映させていく。

建設委員会報告資料

令和4年1月21日

件名	花畑二丁目生コン工場への対応状況について
所管部課名	建築室建築安全課 環境部生活環境保全課
内容	<p>花畑二丁目生コン工場（以下「工場」という。）の対応状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 工場に対する現地調査及び指導について</p> <p>(1) 指導文書の通知について（12月21日）</p> <p>11月24日の現地調査で一部の環境・交通安全対策が不十分であったため、これらの対策の徹底を文書指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 骨材等搬入車両の出入りは、午前8時から午後5時までに行うこと ・ 西側区道を生コン車が通行する際は、歩行者の横断、すれ違い時に一時停止すること ・ 通学時間帯は西側区道にも2名の誘導員を配置すること <p>(2) 現地調査について（1月12日）</p> <p>令和4年1月12日に現地調査を行った結果、下記のとおり状況となっていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 午前8時前の骨材等搬入車両 ダンプ3台 ・ 通学時間帯における西側区道の生コン車の通行 延べ7台 ・ 交通誘導員の配置 北側2名 西側2名 <p>2 陳情者との意見交換について</p> <p>これまでの区の取組みを説明し、陳情者のご意見を伺う場として、以下のとおり意見交換会を開催した。</p> <p>(1) 日時</p> <p>令和3年12月23日（木）午後4時～午後5時</p> <p>(2) 出席者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 陳情者 代表を含め6名 イ 足立区 建築安全課長、建築審査課長、生活環境保全課長、外2名 <p>(3) 陳情者からの主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区的安全指導に基づき操業を継続させることは誤りである。法に基づき是正命令を発出して、生コン工場を撤退させてほしい。

- ・ 骨材等の大型運搬車が道路交差点を曲がる際、非常に危険である。区は運搬車両を小型化させるなど強く指導すべきである。
- ・ 住宅地における騒音の基準を超える状況が続いており、区が是正命令を発出する根拠にすべきである。

3 セメント納入先の調査について

生コン工場へ製品の出荷先情報を開示できるか確認したところ、企業活動の重要情報であることから、提供できないとの回答があった。

4 セメント製造会社に対する資料要求について

すでにセメント製造会社はセメントサイロの所有権を生コン工場に譲渡しており、建築基準法に規定する違反是正指導の対象（建築主）に該当しない。

このため、顧問弁護士からは、区の権限を越えて、セメント製造会社へ財務状況等の資料を求めてはならないとの教示があった。

5 セメント工場に対する苦情について

(1) 苦情の発生状況

騒音・振動等の周辺環境に関する苦情が発生した際は測定等の現地確認を行っている。

No.	受付日	現象	苦情内容
1	平成 19 年 7 月 22 日	振動	大型車の出入り
2	平成 24 年 9 月 6 日	騒音	時間外の作業
3	平成 25 年 6 月 13 日	粉じん	砂利投下時の粉じん
4	平成 31 年 3 月 25 日	粉じん	工場からの粉じん
5	令和 2 年 1 月 14 日	騒音	時間外の作業
6	令和 3 年 6 月 2 日	振動	生コン材料投入時の振動

※ 騒音基準：50dB を超過している。

振動基準：60dB を超過していない。

(2) 苦情に対する対応

以下のとおり周辺環境への影響を低減させる対応を行っている。

- ・ 工場内の丁寧な車両の走行
- ・ 工場内の路面の段差解消
- ・ 粉じん飛散防止のための散水

6 現在までの対応経過について

別紙参照 P 29～33

問題点
今後の方針

引き続き関係所管と連携して、当該工場に対して必要な指導を継続する。

花畑二丁目 生コン工場に対する現在までの対応経過について

年 月	主な対応事項
令和4年 1月12日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
令和3年 12月23日	陳情者「花畑を住みよくする会」と面談
12月21日	工場に対し違反建築物に対する指導文を通知
11月24日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認 工場長と面談し、環境対策、交通安全対策の徹底を口頭指導 工場から月別の「工場出入り車輛台数報告書」（令和2年7月～令和3年6月）を受理 工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
11月9日	工場を訪問し、社長、工場長に対し「指導文」を手交 面談にて移転の検討及び環境対策、交通安全対策の徹底を要請 今後の見通し等についてヒアリング
10月28日	朝の通学時間帯の工場周辺の関係車両について、出入庫、交通誘導、安全対策等の状況を確認
9月28日	区が工場を訪問し、工場長と面談 セメントサイロ譲渡契約などのヒアリング
9月16日	工場周辺の騒音・振動測定（14時～17時25分） 北側道路（騒音：72 dB、振動：50 dB、北側道路に自動車が走行していない時の騒音：65 dB） 西側道路（騒音：66 dB、振動：47 dB、北側道路に自動車が走行していない時の騒音：65 dB） 工場の稼働終了後の騒音・振動測定（17時40分～18時） 北側道路（騒音：70 dB、振動：39 dB） 西側道路（騒音：61 dB、振動：38 dB）

9月8日	工場から「建築基準法第12条第5項に基づく報告書」を受理 前回、令和2年6月報告書提出後の経過報告について 工場長から直接、決算報告書の説明を受ける
9月7日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
9月6日	工場周辺の騒音・振動測定 (9時14分～10時14分、途中降雨により測定取りやめ) 北側道路(騒音:70dB、振動:50dB) 西側道路(騒音:65dB、振動:47dB) 南側道路(騒音:56dB、振動:44dB)
6月30日	西側民家から振動に関する苦情あり 振動測定を実施 西側民家前の振動:41デシベル(9時23分～58分)
6月8日	工場長が来庁し面談 セメントタンクの所有者変更の報告、その他操業状況、経営状況、今後の見通し等についてヒアリング
6月1日	セメントサイロがセメント販売業者から工場に無償譲渡
5月13日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
4月14日	工場社長、工場長と面談 操業状況、経営状況、今後の見通し等についてヒアリング
2月10日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
2月9日	(受理番号5) 「花畑二丁目住宅地区にある生コン工場の早期移転を求める陳情」受理
令和2年 12月	工場社長、工場長と面談 財務状況の確認、移転計画、今後の対応等についてヒアリング (令和2年12月～令和3年2月 計3回実施)
11月30日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理 工場から月別の「工場出入り車輛台数報告書」(令和元年7月～令和2年6月)の報告を受ける
8月4日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
8月	工場長と面談実施(令和2年8月～11月 計3回実施)
7月	工場に対し「指導文」を発出

6月	工場から「建築基準法第12条第5項に基づく報告書」を受理 前回、令和元年6月報告書提出後の経過報告について
5月18日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
2月7日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
令和元年 11月13日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
8月9日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
7月	工場に対し「指導文」を発出 工場長と面談実施（令和元年7月～令和2年5月まで 計5回実施）
6月	工場から「建築基準法第12条第5項に基づく報告書」を受理 ・ 工場移転計画 ・ 騒音、振動等の近隣対策 ・ 工事関係車両の交通安全対策
5月9日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
平成31年 3月25日	砂利投入口の金網にゴム（緩衝材）を取付けた後の騒音測定 砂利投入時の騒音（平均：65 dB、最大値 68 dB）
3月14日	砂利投入口の金網にゴム（緩衝材）を取付ける前の騒音測定 砂利投入時の騒音（平均：70 dB、最大値 73 dB）
2月1日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
1月17日	セメントサイロ所有者から維持管理状況について説明を受ける
平成30年 12月7日	工場砂利投入時騒音測定 砂利投入時（西側境界：66 dB、北側境界：70 dB） 砂利投入作業なし（西側境界：59 dB、北側境界：55 dB）
11月6日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
10月12日	「地域住民と子どもの環境を守ることを求める陳情」産業環境委員会採択
10月4日	平成29年度と同様の交通量簡易調査を実施 特に状況に変化なし
8月31日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理

8月	あいぐみ緑地公園から南側緑道出入口への導線を最短化し、通学児童や公園、緑道利用者の安全性及び利便性を向上させることを目的に、あいぐみ緑地公園の出入口位置を変更する改修工事を実施
7月2日	工場から「工場設備点検表及び工場周辺騒音測定記録報告書」を受理
4月27日	工場から「事故再発防止措置完了届」を受理
4月24日	工場から「建築基準法第12条第5項に基づく報告書」を受理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の手続き違反等の経緯 ・ サイロ破裂事故の原因と責任の所在に関する見解 ・ 事故再発防止計画 など
3月23日	工場側と面談 工場拡張の経緯、サイロ事故、移転等についてヒアリング
3月19日	事故サイロの撤去完了
2月16日	サイロ所有者から「事故再発防止に係る報告書について」を受理
2月15日	工場から「事故再発防止措置計画書」を受理
1月31日	サイロ所有者から「事故についての報告書」を受理
1月26日	工場から「事故届」を受理
1月18、19、 22、23日	サイロ事故関係者からヒアリング 事故の内容、原因、今後の対応について
1月17日	セメントサイロの破裂事故発生
平成29年 11月9日	陳情者と現場立会いを実施 工場の騒音、交通量等を確認
9月29日	交通量簡易調査の実施 工場関係車両か否かを問わず、工場周辺の3地点における①生コン車②セメント車③ダンプ車（砂、砂利）の通過台数に関する9時間カウント調査を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3地点合計 約500台の該当車両が通行 ・ そのうち工場北側区道では、164台の該当車両が通行
9月27日	「住宅地の違反工場をなくし住民・子どもたちの安全を守ることを求める陳情」建設委員会採択

9月12日	工場周辺の騒音、振動測定（10時ごろ） 【基準値 騒音：50 dB、振動：65 dB】 北側道路（騒音：70 dB、振動：55 dB） 西側道路（騒音：65 dB、振動：45 dB） 南側道路（騒音：65 dB、振動：45 dB）、悪臭なし
9月11日	工場社長と面談 車両ルートの把握及び工場の規模や変遷等について確認
9月7日	（受理番号18） 「地域住民と子どもの環境を守ることを求める陳情」受理 （受理番号22） 「住宅地の違反工場をなくし住民・子どもたちの安全を守ることを求める陳情」受理
9月1日	工場の夜間調査（19時ごろ）、工場稼働なし
8月7日	工場北側の区道の自動車騒音、道路振動調査（9時～10時ごろ） 騒音（62 dB）、振動（43 dB） 工場の騒音・振動測定（いずれも基準値以下） 悪臭なし（10時40分ごろ）
6月2日	工場の夜間調査（20時ごろ）、工場稼働なし
4月25～26日	工場北側の区道の自動車騒音、道路振動調査 騒音（昼：61 dB、夜：52 dB）、振動（昼：41 dB、夜：27 dB）
3月	花畑第一小学校付近の通学路における大型車駐車に対する安全対策の要望を受け、路上駐車車両の現地調査を実施 しかしながら当該工場の関連車両とは特定できず 工場責任者から以下2点の励行を確認 ・ 運転手に対する法定速度遵守等の安全教育 ・ 社員による交通誘導
平成28年 4月	東京都が工場北側区道の騒音・振動を低減するため、道路舗装工事を実施
平成27年 4月	工場周辺の生コン車等の走行状況を実査 安全運転の励行を確認

建設委員会報告資料

令和4年1月21日

件名	【追加】大阪市北区で発生したビル火災を受けての区の対応について																																															
所管部課名	建築室建築安全課 建築審査課																																															
内 容	<p>令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災を受け、国土交通省より都を通じ、東京消防庁で抽出した「地上へ直通する階段が1つである建物等」について、緊急点検を実施するよう通知がなされたので区の対応を報告する。</p> <p>1 対象施設数 東京消防庁で抽出した以下の145施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">管 轄</th> <th style="width: 15%;">施設数</th> <th style="width: 65%;">点検項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千住消防署</td> <td style="text-align: center;">55</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;"> ・たて穴区画の状況 ・直通階段の設置状況及び階段と反対方向の開口部や避難器具の設置状況 ・既存不適格の状況 など </td> </tr> <tr> <td>足立消防署</td> <td style="text-align: center;">66</td> </tr> <tr> <td>西新井消防署</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">145</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 検査期間 令和4年1月31日まで なお、国からは、施設数が多く対応が困難な場合は、優先順位（違反を知覚、区への定期報告が未提出など）をつけて期限内に検査・報告が行える範囲で実施することも可との通達がなされている。</p> <p>3 検査の進捗状況 本件に関し、区内3消防署へ協力を依頼し、これまで20施設について区と消防署による合同点検を実施した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">管 轄</th> <th style="width: 10%;">1/7</th> <th style="width: 10%;">1/11</th> <th style="width: 10%;">1/12</th> <th style="width: 10%;">1/13</th> <th style="width: 10%;">1/14</th> <th style="width: 10%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千住消防署</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>足立消防署</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> <td style="text-align: center;">17</td> </tr> <tr> <td>西新井消防署</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 残る125施設は、今月末までに対応可能な範囲で区の単独点検を進めていく。 ・ 今月末時点で点検未了となった施設については、可及的速やかな対応を目指していく。 	管 轄	施設数	点検項目	千住消防署	55	・たて穴区画の状況 ・直通階段の設置状況及び階段と反対方向の開口部や避難器具の設置状況 ・既存不適格の状況 など	足立消防署	66	西新井消防署	24	計	145	管 轄	1/7	1/11	1/12	1/13	1/14	計	千住消防署					1	1	足立消防署	7	1	4	5		17	西新井消防署	1	1				2	計	8	2	4	5	1	20
管 轄	施設数	点検項目																																														
千住消防署	55	・たて穴区画の状況 ・直通階段の設置状況及び階段と反対方向の開口部や避難器具の設置状況 ・既存不適格の状況 など																																														
足立消防署	66																																															
西新井消防署	24																																															
計	145																																															
管 轄	1/7	1/11	1/12	1/13	1/14	計																																										
千住消防署					1	1																																										
足立消防署	7	1	4	5		17																																										
西新井消防署	1	1				2																																										
計	8	2	4	5	1	20																																										

4 現時点までの検査結果

今回の調査結果については下表のとおり。

内 容		件数
立入検査実施件数		20
調査結果 の概要	明らかな建築基準法令違反が確認された建築物	1
	劣化・損傷や障害物の設置・放置等により要求性能が毀損される状態が確認された建築物	10
	既存不適格と想定される建築物	1
	所有者等へ指導・助言の実施	10
堅穴区画 の状況	対象となる堅穴部分が確認された建築物	17
	明らかな違反が確認された建築物	1
	劣化・損傷や障害物の設置・放置等により要求性能が毀損される状態が確認された建築物	8
	既存不適格と想定される建築物	1
直通階段 の状況	明らかな違反が確認された建築物	0
	障害物の設置・放置等により要求性能が毀損される状態が確認された建築物	7
	既存不適格と想定される建築物	0

問 題 点
今後の方針

引き続き、区内3消防署と連携して対象施設の点検を着実に進め、国への報告を的確に行っていく。

建設委員会報告資料

令和4年1月21日

件 名	足立区営住宅等維持管理業務委託の事業者選定結果について								
所管部課名	建築室住宅課								
内 容	<p>足立区営住宅等維持管理業務委託について、プロポーザル方式により事業者を決定したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 委託事業者 株式会社 東急コミュニティー (東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー)</p> <p>2 委託期間 (予定) 令和4年4月1日～令和7年3月31日 ※ 事業者の評価が優良及び良好の場合、1年を単位として2回を限度に更新が可能</p> <p>3 委託内容 区営住宅23団地820戸(シルバーピア、コミュニティ住宅含む)の一般修繕、空き室修繕、設備保守点検、環境整備に関する設計・施工・管理・検査等業務(修繕等の緊急対応受付は24時間365日体制)</p> <p>4 提案価格 (令和4年度) 390,778,080円</p> <p>5 提案書提出者 2者</p> <p>6 選定結果 別紙参照 P37</p> <p>7 今後の予定</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年 月</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年1月</td> <td>特定事業者との仕様内容の協議</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月</td> <td>契約請求、随意契約締結・内容公表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4月</td> <td>契約締結、業務開始</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和4年1月	特定事業者との仕様内容の協議	3月	契約請求、随意契約締結・内容公表	4月	契約締結、業務開始
年 月	内 容								
令和4年1月	特定事業者との仕様内容の協議								
3月	契約請求、随意契約締結・内容公表								
4月	契約締結、業務開始								
問 題 点 今後の方針	業務委託内容について特定候補者との協議を進め、契約に向けた準備を行う。								

足立区営住宅等維持管理業務委託 提案書特定結果

対象業務名				配点		業者名	
足立区営住宅等維持管理業務委託						第一順位	第二順位
項番	評価項目					A	次点
	分類	指 標					
1	業務の理解度 70点	業務の理解度は十分か	業務実施方針内容の的確性	70	70	66	68
2	提案内容の 的確性 140点	業務の実施手順及び採用する手法は妥当か	実施フロー、業務手法の妥当性	70	140	63	60
		検討項目の内容は具体的で実現性があるか	主要検討事項の把握度及び具体性・実現性	70		65	63
3	業務に対する 取り組み姿勢 70点	公営住宅の特殊性を理解し、適切な居住者対応が可能か	取り組み姿勢の明確性、付随・関連業務への適切な対応度	70	175	63	61
		SDGs等、環境に配慮した取り組みがされているか		70		59	54
		コンプライアンス体制等が整っているか		35		34.5	29.5
4	内部情報伝達 70点	区との正確な情報共有体制、関係部署間の連携体制が整っているか	業務の連携体制、情報伝達方法の的確性	70	70	61	61
5	コスト 70点	コストは妥当か (令和4年度提案価格評価)	提案内容に対するコスト、積算根拠等の妥当性	70	70	57	61
6	説得力 70点	説明に説得力があるか 論理的か	プレゼン等における説明能力や業務への意欲、論理性、態度、資料の正確性等について	70	70	62	53
7	協調性 70点	冷静に議論できるか 質問に対して丁寧かつ的確に回答できるか		70	70	62	53
8	資料調製力 35点	提案書・プレゼンテーション等の内容が分かり易いか、誤字・脱字は少ないか		35	35	30	27
合 計				—	700	622.5	590.5

項番	評価項目			加点	—	得点	得点
	分類	説明	評価基準(得点)				
1	区内業者	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	35	—	0	0
2	区内業者	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	21	—	0	17.72
総 計						622.50	608.22

順 位						1	2